		合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
［略］		
第三十四条の七十四第三項第三号	銀行業務等関連苦情を	銀行業務等関連苦情（農業協同組合法第九十二条の八第二項に規定する信用事業等関連苦情及び農林中央金庫法第九十五条の八第二項に規定する農林中央金庫業務関連苦情を含む。以下この号において同じ。）を
［略］		

（他の命令の適用）

第四十一条　令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

［一～八　略］

九　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第百条第四項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三を除く。）

［十～十五　略］

十六　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第四項を除く。）

［十七～四十三　略］

四十三の二　信用金庫法施行規則（第百条第四項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三に限る。）

［四十四・四十四の二　略］

四十四の三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第四項に限る。）

［四十四の四～五十九　略］

		第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者
［同上］		
第三十四条の七十四第三項第三号	銀行業務関連苦情を	銀行業務関連苦情（農業協同組合法第九十二条の八第二項に規定する信用事業等関連苦情及び農林中央金庫法第九十五条の八第二項に規定する農林中央金庫業務関連苦情を含む。以下この号において同じ。）を
［同上］		

（他の命令の適用）

第四十一条　［同上］

［一～八　同上］

九　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第百条第三項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三を除く。）

［十～十五　同上］

十六　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第三項を除く。）

［十七～四十三　同上］

四十三の二　信用金庫法施行規則（第百条第三項、第百七十条の二第二項及び第百七十条の二の三に限る。）

［四十四・四十四の二　同上］

四十四の三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（第百十条の十七第二項、第百十条の十九及び第百十一条第三項に限る。）

［四十四の四～五十九　同上］